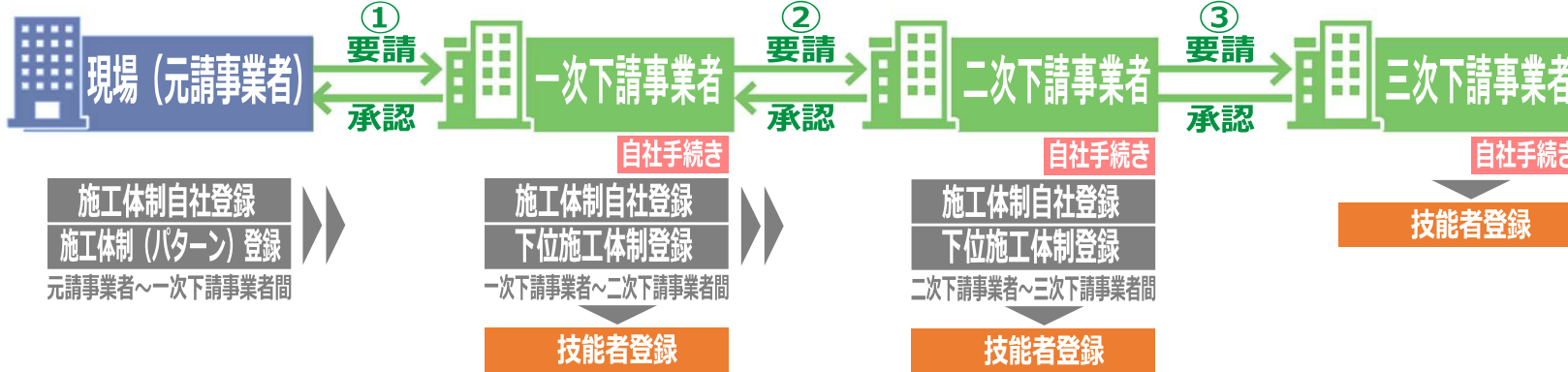


元請事業者と下請事業者の施工体制の登録（施工体制登録の流れ）

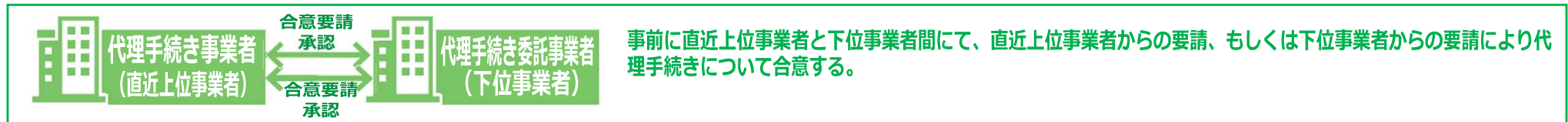
① 自社登録 直近上位事業者から下位事業者への要請による登録（1現場ごと）

【例】現場上位事業者から要請し、下位事業者の承認により登録。これを①～③の順で要請と承認を繰り返し、事業者登録を行う。



※現場ごとに直近上位事業者から下位事業者へ要請し、下位事業者が承認することで、施工体制に事業者登録する。
 ※現場ごとに毎回、それぞれ要請と承認が必要。
 ※代理で登録できるのは「直近上位が直近下位との間でのみ有効」であり、一次下請事業者が代理手続きが可能なのは二次下請事業者までとなり、三次下請事業者の代理手続きでの登録は不可。

② 上位事業者による代理手続き登録 直近上位事業者による代理手続き登録（複数現場適用/2社間）



【例】直近上位事業者は「代理手続き合意済事業者リスト」から下位事業者を選択し、①～③の順で代理手続きを繰り返し、事業者登録を行い、施工体制を登録する。



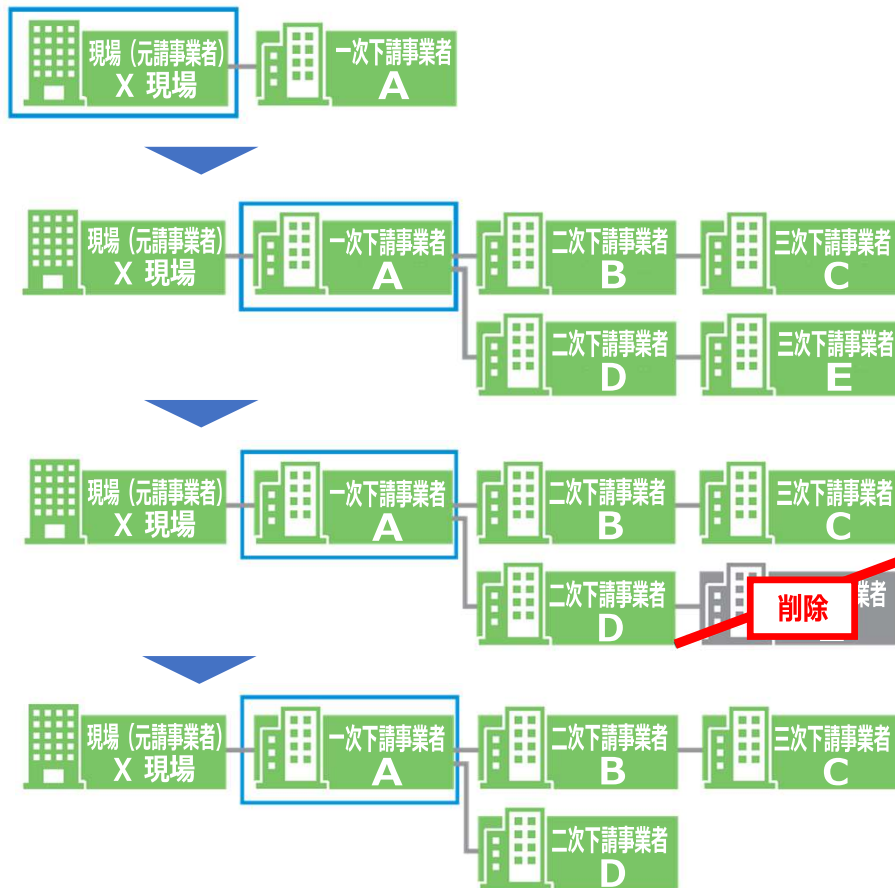
※合意成立後、直近上位事業者は「代理手続き合意済事業者リスト」に登録されている下位事業者を選択し、代理手続きにより下位事業者を登録して施工体制を登録する。
 ※上位事業者から下位事業者所属作業員一覧を閲覧できる。

※「代理手続き事業者」が直近上位事業者の立場で、施工体制に「代理手続き委託事業者」を下位事業者として登録する。
 ※事前に代理手続きの合意を得ることにより「代理手続き事業者」となった者が、直近上位事業者の立場で、施工体制に「代理手続き委託事業者」を下位事業者として施工体制に事業者登録する。合意はいずれの現場でも有効で、一旦合意が行われれば、その後は容易に施工体制が登録できる。

③ 上位事業者による代理手続き登録 施工体制パターンによる代理手続き登録（複数現場適用/複数社間）



〔例〕 合意成立後、代理手続き事業者の「施工体制パターンリスト」に合意された施工体制パターンが登録される。代理手続き事業者は、リストから施工体制パターンを選択、あるいは施工体制パターンを編集して、代理手続きにより施工体制を登録する。



① 元請事業者が X 現場に一次下請事業者 A を登録

② 一次下請事業者 A が「施工体制パターン」を利用して下位事業者の施工体制を登録

● A が施工体制パターンリストから施工体制パターンを選択

● A が施工体制パターンを編集（三次下請事業者 E を削除した）

● A が施工体制パターンの編集を完了し、施工体制を登録

※代理手続き事業者が施工体制パターンを示し、すべての代理手続き委託事業者へ一括で代理手続きの合意を要請する方法。施工体制パターンに含まれるすべての代理手続き委託事業者が承認することにより、代理手続きの合意が成立する。一旦合意が行われれば、その後は施工体制パターンを使用して、容易に施工体制が登録できる。

※施工体制パターン登録での操作を行った場合、一次下請事業者が二次下請事業者、三次下請事業者の順で施工体制に登録することは可能。

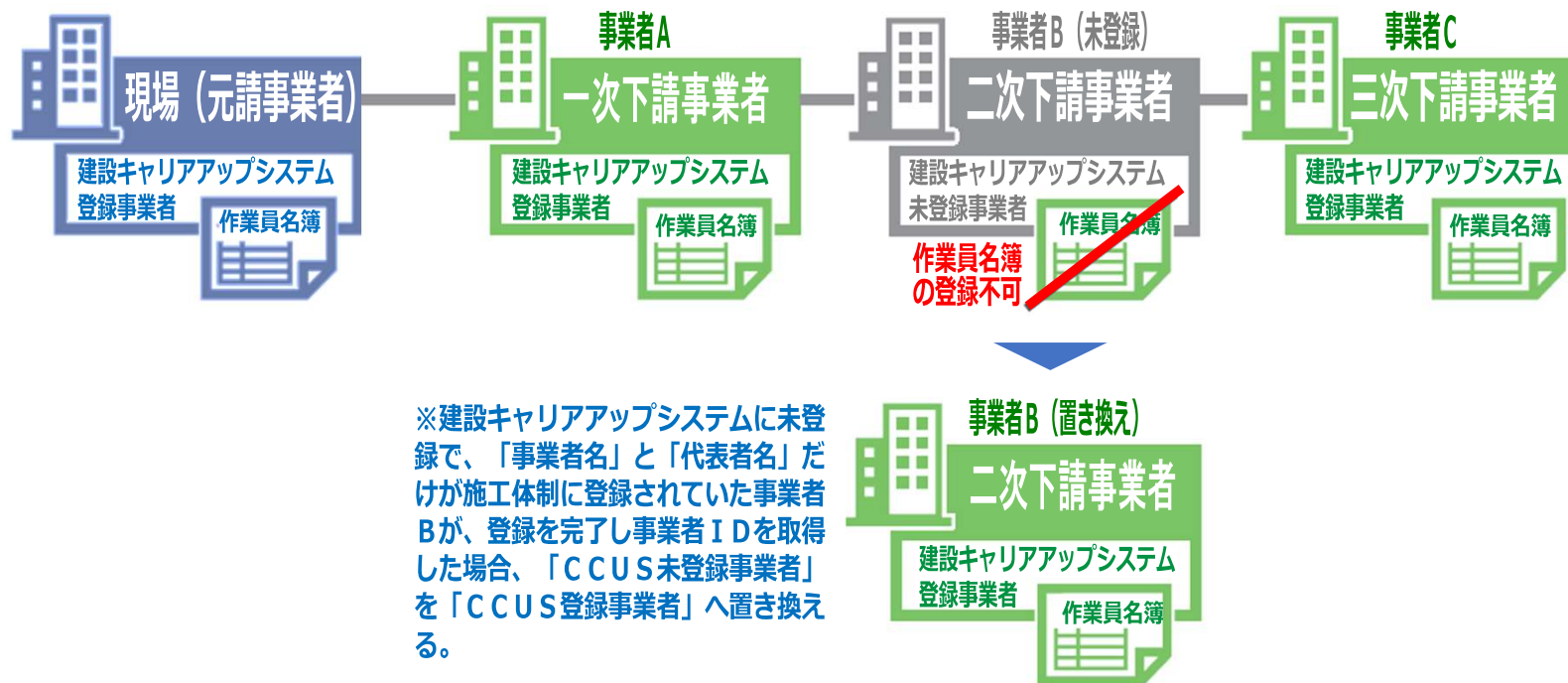
※施工体制から下請事業者を削除したい場合は、当該事業者または当該事業者の上位事業者（直近上位より上の事業者も含む）が削除する。当該事業者を削除した場合、当該事業者の下位事業者も同時に削除される。※施工体制から事業者が削除されると、その事業者に関連付いている技能者も削除される。

④ 建設キャリアアップシステムに未登録の事業者の施工体制への登録

※建設キャリアアップシステムに未登録の事業者Bを施工体制に登録する場合は、直近上位の事業者Aが事業者Bの「事業者名」と「代表者名」のみを登録する。

※未登録事業者の下位の登録済み事業者Cの施工体制への登録も、事業者Aが行う。

※事業者Bは、施工体制の中で「事業者ID」が「CCUS未登録」として登録される。これにより実際の施工体制通りに施工体制登録を行うことが可能。



※上位事業者が一社でも登録していない場合、下位事業者に所属する技能者の就業履歴の蓄積は不完全となる。（就業履歴情報の中でも技能者の能力評価基準などに関わる重要な職種や立場（職長・班長など）の情報が蓄積されない。）

※施工体制が未登録でも就業履歴の直接入力での職種や立場の情報登録は可能。

※施工体制登録にあたっての注意



※「要請」に対する「承認」を忘れない

①元請または上位下請が、下位下請に「要請」

②下位下請が上位下請の要請を「承認」

③承認がないと、施工体制の登録が完了しない